

第519回 海務協議会

1. 日時:平成25年3月13日(木)13:30～
2. 場所:第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
3. 議題:

1. 事例照会

(1)平成24年「重要・異例事案」及び「船舶関係の非違事例」について
監視部:佐々木 統括監視官

(2)中国人乗組員による覚醒剤の密輸について
監視部:田村 統括監視官

2. マルポール条約付属書V及び海洋汚染防止法の改正に伴う
外国貿易船の入港手続きについて
監視部:大田 上席監視官

3. 外国貿易船から船卸しされるダンネージ(不用船用品)の取扱いについて
監視部:大田 上席監視官

4. その他・質疑応答
・監視分庁舎の耐震改修工事の実施について

4. その他 質疑・応答

開催予定日 平成25年 5月9日(木) 開催予定

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL045-680-1757

FAX045-680-1758

E-mail yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> (横浜税関)
<http://www.kanzei.or.jp> (日本関税協会)
<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> (日本関税協会横浜支部)

監視取締関係の重要・異例事案（平成 24 年）

No.	官署名	区 分	事 案 の 概 要	処 理 結 果
1	本 関	船舶資格	<p>(相談)</p> <p>外国貿易船に積載され本邦に到着したプレジャーボートを、本船から船卸し自走で外国に向けて航行する際の手続きについて。(所有者は外国籍であり、本邦に輸入するものではない。また、B/Lでは横浜が揚地となっている。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国貿易船に積載され本邦に到着したプレジャーボートは、「船舶」ではなく「外国貨物」となります。 ・「外国貨物」を輸入することなく、外国に向けて送り出す場合は、一旦、保税地域に搬入のうえ、積戻申告をする必要があります。なお、当該貨物を蔵置できる保税地域がないため保税地域以外に蔵置せざるをえない場合は、運送する前に他所蔵置の許可を取得する必要があります。 ・積戻しが許可されれば、資格の認定や出港許可を受けることなく外国に向け出港しても、関税法上、何ら問題はありません。 <p>ただし、外貨船用品や内貨船用品（消費税免税）を積み込む場合は、あらかじめ外国往来船（特殊船舶）の資格を取得しないと、積込みを承認することができませんので留意願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、外国の港に入港した際に、前港の出港許可証の提示を求められる等の理由により、本船側から資格証書及び出港届の交付の申出があった場合は、資格証書及び出港届を交付しています。
2	相 馬	船舶資格	<p>(相談)</p> <p>輸出貨物を沿海通航船であるタグボート2隻（A及びB）で曳航する。しかしながら、タグボートAは、航行制限があり外国まで航行できないことから、外国の港を出港した外国籍タグボートCが領海内で引き継ぎ、タグボートB及びCで外国向け曳航する。この場合のタグボートAとBの船舶資格について。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・タグボートAは、外国まで往来しないことから「沿海通航船」のままとなります。 ・タグボートBは輸出貨物を外国へ運搬するため本邦と外国との間を往来することから「外国貿易船」となります。従って、当該タグボートは出港前に外国貿易船に資格を変更する必要があります。 ・問い合わせにはありませんが、タグボートCは輸出貨物を外国へ運搬するために本邦に来航してくる船舶であることから、入港した時点で「外国貿易船」と認定します。なお、今回の案

				<p>件では受け渡しをする場所が「開港」ではないので、一旦、本邦の開港に入港し、不開港出入許可申請を行う必要があります。</p>
3	本 関	公用船	<p>(相談)</p> <p>公用船の入港手続き及びとん税及び特別とん税の免除手続きについて。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・合衆国政府が所有、又は全部用船契約により用船している船舶で、合衆国の管理の下に公の目的をもって運航される船舶は「公用船」となり、とん税及び特別とん税が免除されることとなります。 ・「公用船」の認定は、合衆国軍隊が発給した公用船である旨を証明する「公用証明書」によるので、入港届に当該証明書を添付していただく必要があります。 ・公用船に一般の商業貨物が積載されている場合は、全貨物の重量に占める一般の商業貨物の重量の割合により、とん税及び特別とん税が課されることとなります。
4	本 関	とん税	<p>(事例)</p> <p>外国貿易船のとん税及び特別とん税の納付申告において、船舶代理店担当者の錯誤や確認不足によりとん税等を誤納付した事例。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NACCS によりとん税等の納付申告を登録する際に、都度納付を年間納付で登録した。 ・沖投錨時（入港）に NACCS で入港届の提出及びとん税等の納付申告を済ませていたが、別の担当者が入港手続きは済んでいないと思い、接岸時に NACCS で入港届及びとん税等の納付申告を登録したため、二重納付となった。 ・入港時には新しい国際トン数証書が発行されていたが、当該証書が本船に渡っていなかったことから、古い国際トン数証書のトン数で申告したため、誤納付となった。 	<p>・とん税等の誤納付が発生すると、とん税等の更生又は還付手続きで税関・代理店とも事務が煩雑になりますので、次の点に注意して下さい。</p> <p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規船舶や不定期船の場合は、事前にとん税等の納付状況やトン数等の変更の有無を船会社等に必ず確認する。 ・1 船舶を複数の担当で処理する場合は、どこまで終了しているかを確実に引き継ぐこと。また、急きよ、引き継ぐ場合もあると思うので、「処理進行表」などを作成し、誰が見てもわかるようにしておくことが最善である。 ・NACCS によりとん税等の納付申告を行う場合は、登録前に入力した内容に誤りがないか担当者以外の者（上司等）による確認を励行することにより、誤納付は防止できる。

5	本 関	船用品	<p>(相談)</p> <p>外国往来船である本邦籍船舶に、海賊対策のため乗組員が使用する防弾チョッキ等を積込む場合の手続きについて。</p>	<p>・本船で乗組員が使用する防弾チョッキは船用品として認められますので、船用品積込承認申請手続きをしていただくこととなります。</p>
6	小名浜	船用品	<p>(相談)</p> <p>沿海通航船である漁船が海外（中国）で船体の修理・点検する際に使用する修理部品等を積み込む場合の手続きについて。</p>	<p>・修理内容が既存設備の点検、部品の取替え及び塗装程度の場合の修理用資材は船用品として取り扱うので、船用品積込承認申請が必要となります。</p> <p>それ以外の修理（※）のための資材は、通常の輸出手続きを行うこととなります。</p> <p>※ 例えば、船舶の増トンのための改造、冷凍設備の設置等</p> <p>・上記のとおり、修理内容によって手続きが異なりますので、事前に監視窓口に修理の詳細を説明し、相談して下さい。</p>
7	相 馬	船用品	<p>(相談)</p> <p>外貨船用品積込承認を受けたが、船積み予定の船舶の入港が遅れているため、積込指定期間内での積み込みが不可能であるが、その場合の手続きについて。</p>	<p>・指定された期間内に積み込むことができない場合は、指定期間が満了する前に、積込承認を受けた官署又は積込港を管轄する官署に「外国貨物船用品積込期間延長承認申請書」を提出し、期間延長の承認を受けて下さい。</p> <p>なお、申請書の提出官署が当初の積込承認を受けた官署の場合は 2 部、積込港を管轄する官署の場合は 3 部提出して下さい。</p>
8	本 関	不用船用品	<p>(相談)</p> <p>外国往来船の船内で「生ゴミ処理機械」により処理されたゴミの取扱いについて。</p>	<p>・外国往来船の船内で発生した生ゴミ（生ゴミ処理機により処理した場合も含む）は、他法令の関係※で、動物検疫所及び植物防疫所から指定された業者が指定処理場で焼却処分するために船卸しする場合に限り、不用船用品申告（ギャベッジ）により処理します。</p> <p>・申請に当たっては、不用船用品申告（ギャベッジ）1 通に指定業者であることの証明をお願いします。</p> <p>※ 生ゴミ処理機で処理しても、動物検疫及び植物防疫で規制している病原体等が完全に死滅していることが確認できない。</p>

9	小名浜	船長託送品	<p>(相談)</p> <p>船長託送品のワインを輸入通関したが、インボイス価格を低価格で記載していた場合の手続きについて。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・託送品の税金は賦課決定により納付していただいております。その決定の根拠となる価格が間違っていた場合は、税関が再賦課決定を行います。 ・根拠となる書類等を提出していただければ、税関が「関税更正・決定・再賦課決定通知書」(税関様式C第1040号)及び納税告知書を作成し、納税義務者に送達(送付)します。 増額の場合は、納付すべき額を納期限までに納付していただくこととなります。
10	小名浜	船長託送品	<p>(相談)</p> <p>船長託送品のワインを輸入通関する際の価格算定方法について。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課税価格は、通常の輸入申告と同様に貨物の価格、運賃及び保険料を合算したものになります。 ・その場合の価格は、インボイスがある場合はインボイス価格、ない場合は・・・とします。 ・運賃については、運送契約がなされ実際に運賃を支払った場合は、その運賃を加算することになります。 ・保険料については、実際に付保されている場合は加算することになります。
11	小名浜	旅客携帯品	<p>(相談)</p> <p>洋上航行中の客船(外国往来船)の旅客が急病になり、海上保安部のヘリコプターで船上から直接病院に搬送されることとなった場合の携帯品の取扱いについて。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下船する旅客に所持品がある場合は、税関検査を受けていただくこととなりますが、急を要する場合は船舶代理店の方に預かっていただき、後刻、税関職員が赴き検査を実施するなど検査方法、検査場所は病状を考慮しますので、事前に税関へ連絡して下さい。 ・また、当該旅客の所有物を当該客船が本邦の港に寄港した際に船卸しする場合は、「船長託送品扱い」としますので、船舶代理店が代理通関して下さい。
12	本 関	船舶の輸入	<p>(相談)</p> <p>外国籍船舶を日本籍に変更する場合の手続きについて。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍から本邦籍へ変更する場合は、輸入手続きが必要となります。なお、当該船舶の残存船用品の取扱いは、関税関係個別通達集の「輸入船舶の船用品等の輸入手続きについて」を参考にして下さい。

				<ul style="list-style-type: none">・また、船籍を変更した場合は「船名・とん数等変更届」を提出願います。
13	本 関	入港手続き	<p>(事例) 港域内に一旦停泊し、その後、岸壁に接岸した外国貿易船の入港届の提出遅延について。</p>	<ul style="list-style-type: none">・関税法第 15 条では、「外国貿易船が開港に入港したときは、入港の時から 24 時間以内に入港届を提出しなければならない。」と規定されていますが、船舶代理店の担当者が（業務経験が浅かったことから）「入港の時」を「岸壁に接岸した時」と誤認していたため、入港届を法定期限内に提出しなかったという事例がありました。（関税法違反となります。）・船舶代理店におかれましては、社員研修を実施するなどにより、関税法違反が発生しないようにお願いします。新人社員や新たに担当となった社員の方には特に指導や研修を実施されるようお願いします。

※これまでに取り扱ったことがない特殊なケースの場合は、事前に税関へ相談して下さい。

船舶関係の非違事例（平成 24 年）

No.	非違発生月	概 要
1	1 月	船舶代理店の社員は、外国貿易船に船用品（インターネット機器）を納入する際、税関の船用品積込承認が必要なことを知っていたにもかかわらず、手続きのため税関に赴くのが面倒であったことから、承認を取得することなく船積みした。（未承認船用品積込違反）
2	1 月	外国貿易船を訪船した在日外国人は、乗組員（当該在日外国人の親族）からプレゼントされた物品（カニ、スナック菓子及びトレーナー）について、税関手続き不知のため、税関の輸入許可を取得することなく船卸しした。（無許可輸入）
3	2 月	外国貿易船を訪船した在日外国人は、乗組員（当該在日外国人の親族）からプレゼントされた食料品（野菜、チーズ等）について、税関手続き不知のため、税関の輸入許可を取得することなく船卸しした。（無許可輸入）
4	2 月	外国貿易船の乗組員相手の土産物業者（持込業者）は、前日に販売した自転車のタイヤに欠陥があり、交換用のタイヤ 1 本を届けることとしたが、物品の授受がある場合は船陸交通許可を取得した上で本船に交通しなければいけないところ、交換用タイヤを届けるときは交通の許可は不要と勝手に思い込み、船陸交通許可を取得することなく外国貿易船に交通した。（船陸交通違反）
5	2 月	在日外国人は、外国に住んでいる妹に送る食料品や衣類について、知人である外国貿易船の乗組員に託送を依頼したものであるが、税関手続き不知のため、税関の輸出許可を取得することなく外国貿易船に船積みした。（無許可輸出）
6	3 月	船体管理業者の社員は、外国貿易船から分析用のサンプルとして採取した潤滑油について、本船との間で貨物の授受がある場合は、船陸交通許可を取得した上で交通を行うべきところ、税関手続き不知のため、船陸交通許可を取得することなく船卸しした。（船陸交通違反）
7	3 月	船舶代理店の新入社員は、外国貿易船の乗組員（機関長）から携帯品の代理通関を依頼された際、本船との間で貨物の授受がある場合は、船陸交通許可を取得した上で交通を行うべきところ、関税法の知識不足のため、船陸交通許可を取得することなく船卸しした。（船陸交通違反）
8	3 月	外国貿易船に旅客として乗船していた船会社の社員は、海外で購入した物品（ビール、化粧品等）について、税関手続き不知のため、税関の輸入許可を取得することなく船卸しした。（無許可輸入）
9	3 月	外国貿易船に積載されている貨物の荷主（社員）は、当該船舶の接岸場所が船舶との交通場所に指定されていないことから、事前に指定地外交通許可を取得した上で交通しなければいけないことを知っていたが、他の社員が税関手続きを済ませているものと思ひ込み、指定地外交通許可を取得することなく乗船した。（指定地外交通違反）

No.	非違発生月	違反の概要
10	4 月	外国貿易船の船長を訪問した者（船長の友人）は、船長からプレゼントされたワインについて、税関手続き不知のため、税関の輸入許可を取得することなく船卸しした。（無許可輸入）
11	4 月、5 月	物品販売業者は、外国貿易船の乗組員にインターネット用のルーターを無償で貸し出しした際、船陸交通を取得した上で本船と交通すべきところ、無償の貸出物品を渡すために本船に乗船する場合は、手続きが不要と勝手に判断し、船陸交通許可を取得することなく船積みし、また、同許可を取得することなく別の日に船卸しした。（船陸交通違反）
12	7 月	在日外国人は、外国貿易船の乗組員（同人の親族）にパソコン、衣類、食料品等をプレゼントする際、税関手続き不知のため、税関の輸出許可を取得することなく船積みした。（無許可輸出）
13	7 月	輸出貨物の荷主（社員）は、外国製紙巻たばこを船長託送するに際し、輸出託送品申告が必要であることは知っていたにもかかわらず、外国貿易船の出港時間が迫っていたことから、輸出許可を取得することなく船積みした。（無許可輸出）
14	8 月	船舶無線の修理業者は、船舶無線の交換に際し、外国貿易船の船側において、本船の乗組員に船舶無線の部品を渡し、本船の乗組員から不用となった部品を引き取ったが、本船に乗船しなければ船用品の積込承認及び不用船用品の輸入手続きは必要ないと誤認し、承認を取得することなく船用品を積み、輸入許可を取得することなく不用品を引き取った。（船用品の未承認積込及び無許可輸入）
15	10 月	在日外国人は、外国貿易船の乗組員（同人の親族）に衣類及び食料品をプレゼントする際、税関手続き不知のため、税関の輸出許可を取得することなく船積みした。（無許可輸出）
16	11 月	外国貿易船の総代理店の社員は、船荷証券（有価証券）を船卸しする場合は、船陸交通許可を取得した上で交通しなければいけないことを知っていたにもかかわらず、手続きのため監視窓口に赴くが面倒であったことから、船陸交通許可を取得することなく交通した。（船陸交通違反）
17	11 月	外国貿易船の乗組員を訪問した在日外国人は、同乗組員からプレゼントされた外国製紙巻たばこについて、税関手続き不知のため、税関の輸入許可を取得することなく船卸しした。（無許可輸入）
18	11 月	外国貿易船に積載されている輸入貨物の荷主は、貨物である川砂に紛れて入っていた木片について、税関手続き不知のため、輸入手続きをすることなく船卸しした。（無許可輸入）

横浜税関、覚醒剤 2,997.9 グラムを密輸入で中国人船員を告発

横浜税関は、神奈川県警察本部薬物銃器対策課、同山手警察署、第三管区海上保安本部国際刑事課、同横浜海上保安部と共同調査を行い、1月25日（金）に覚醒剤 2,997.9 グラム（末端価格約 2 億 4 千万円、乱用者の通常使用量約 10 万回分）の密輸入を企てたとして中国人船員 2 名を関税法違反で横浜地方検察庁に告発しました。同船員らは、横浜港に入港、接岸した外国籍貨物船の船員で、平成 24 年 12 月 5 日、覚醒剤を携帯のうえ同船から陸揚げし、密輸を企てましたが税関職員の職務質問により発見されました。



議題 2. マルポール条約付属書 V 及び海洋汚染防止法の改正に伴う外国貿易船 の入港手続きについて

マルポール条約（1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書により修正された同条約を改正する 1997 年の議定書）付属書 V 及び海洋汚染防止法（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律）の改正により、平成 25 年 1 月 1 日以降、船舶から発生する廃棄物の海洋投棄が原則禁止された。

当該改正により、今まで洋上投棄していた船舶内で生じた海洋環境に有害な個体ばら積み貨物の残渣を含む船倉の洗浄水は、今後、陸揚げをして専用の処理施設で処理することになる。

当該洗浄水の処理を行う船舶は、専用の処理施設が近接する開港又は不開港に入港することになるが、外国貿易船が当該洗浄水の処理を行うのみの目的で開港又は不開港に入港する場合の取扱いは、以下のとおりである。

記

1. 開港への入港

とん税及び特別とん税法基本通達集 7-4- (16) 【船舶内において生じた廃油（油性バラスト水、タンク洗浄後の油濁水、ビルジ等をいう。）を廃油処理施設に引き渡す必要がある場合】の規定を準用し、当該洗浄水については廃油と同様の取扱いとし、とん税及び特別とん税は非課税とする。

2. 不開港への入港

関税関係基本通達集 20-5- (10) 【船舶内において生じた廃油（油性バラスト水、タンク洗浄後の油濁水、ビルジ等をいう。）を廃油処理施設に引き渡す必要がある場合】の規定を準用し、当該洗浄水については廃油と同様の取扱いとし、不開港出入の許可は要しないが、「入出港届」を提出する。

議題 3. 外国貿易船から船卸しされるダンネージ（不用船用品）の取扱いについて

平成 18 年 10 月 6 日付で輸入植物検疫規定の一部が改正され、積出国において消毒処理されていない（消毒処理済み表示のない）ダンネージは、植物検疫の対象となり、消毒処理されていないダンネージを外国貿易船から船卸しする場合は、植物防疫所の輸入検査を受けることになっております。また、船卸し後、直ぐに焼却処分する場合であっても植物防疫所への届出が必要になっております。（植物防疫所確認）

外国貿易船には積載貨物の固定及び緩衝剤として大量のダンネージが積み込まれておりますが、マルポール条約付属書 V の改正以前は不用になったダンネージの海洋投棄が可能でしたが、当該条約付属書 V の改正により平成 25 年 1 月 1 日以降は海洋投棄が禁止されたことから、今後、外国貿易船から不用になったダンネージの船卸しが増加すると思われま

す。ダンネージの不用船用品申告の際は、植物防疫所が発行する合格証明書を提示願います。なお、消毒済み表示のないダンネージは、植物防疫所の検査等を受けた後でなければ、税関窓口へ運搬することはできませんのでご留意願います。

（参 考）

○植物検疫の対象となる木材こん包材

パレット、木箱、木枠、ドラム、堰板、とめ木、ダンネージ

○植物検疫の対象とならない木材こん包材

合板、ベニヤなどの加工・処理された材で作られたこん包材及びおがくず、削りくず、木毛、チップ